

〈資料12〉「ジェンダー平等」分科会資料



「女子教育問題」って何？

第一条

基本は国連「女性差別撤廃条約」（1979年採択、日本は1985年に批准）

「女性に対する差別」とは、性に基づく区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害したまは無効とする効果又は目的を有するものをいう。

女子教育問題　－女子の差別に視点をあてることから始まり男女の平等を求める－

戦前の封建制度を支えるための教育では、天皇を頂点とする家父長制のもと、男は国のために命を捧げる兵士となること、女は兵士となる子どもを産み育て、家を守ることが課せられました。

戦後、憲法・47教育基本法にもとづいて、女性も参政権を持ち、戦後民主教育がおこなわれて、「新教育指針」では、「女子教育の向上」や「男女共学」等が示されました。

しかし、1974年、日教組の教育制度検討委員会の中で、「憲法・教育基本法にうたわれている教育の男女平等の理念は著しく空洞化、形骸化され、公教育においても男女差別が温存され続けている」という指摘がなされ、「『性別分業』の固定化と男女の『特性』を肯定し続ける教育を見直し、その撤廃に向けて『自立』の教育を推進することの重要性」がうちだされました。

北教組は、1975年からこのとりくみを開始し、以来、今日まで、性差別、性別役割分業の実態を一つずつ掘り起こし、その撤廃に向けて運動にとりくんできました。



☆「女子教育問題」のキーワード☆

* ジェンダー

社会的・文化的につくられた性。

したがって、地域・宗教・時代などによって変化する。

* ジェンダーの視点

(ジェンダーに敏感な視点=ジェンダー・センシティブ)

ジェンダーによって不利益を受けたり、排除されたりしていないか、問い合わせすこと。

* 三つの視点

- ①性差別、性別役割分業の撤廃
- ②男女それぞれが主体となる
- ③男女それぞれが共に生きる、対等平等な関係を作りだす。

